

平成 16 年(ネ)第 2435 号 損害賠償請求事件

控訴人 竹下勇子

被控訴人 静岡市 外 1 名

2006 (平成 18) 年 4 月 17 日

控訴人訴訟代理人 弁護士 渡 邊 彰 悟  
同 福 地 直 樹

東京高等裁判所 第 5 民事部 御中

## 弁論再開申立書

はじめに

本件事件において控訴人は乳癌ではなかったのに、被控訴人小坂によって乳癌に仕立て上げられたものとして被控訴人らを訴えている。

原審の支倉・佐藤鑑定結果にもかかわらず、原審判決は「型が異なっていたミトコンドリア DNA は突然変異の可能性を排除できず、同 DNA の相違から両資料の同一人由来性を否定することはできない…、12 月 27 日に作成された組織標本は原告由来のものと考えられ、これが原告由来のものでないということは到底できない」と断じた。

これに対して、種々の角度から原審の判断には疑念があることを控訴人は主張し、これに基づいて裁判所も控訴人の鑑定の申請を認めたところであった。

そして、ティーエスエル鑑定書が提示された後、控訴人は、ティーエスエルが被控訴人と関係しているという事実を指摘し、その信用性を弾劾するとともに、ミトコンドリア DNA が解析できていない点をも指摘して再鑑定を求めている。ところが、裁判所はこの再度の鑑定を認めることなく弁論を終結した。

しかし、終結後、さらにティーエスエル鑑定には信用性がまったく欠如している旨が明らかになったため、控訴人は弁論の再開を申し立てるものである。

### 1 ティーエスエルが鑑定を断っていた事実

資料 1 として添付した書面にあるように、太田真美弁護士は担当事件にお

いて、本件と同様の乳癌に関するパラフィンブロックについてDNA鑑定の必要が生じたため、2005年6月14日にティーエスエルに電話をして鑑定を引き受けてもらえるかを尋ねている。

この時、ティーエスエルの吉良（注：漢字は不明）という方から、

「かつてはやっていたが、ホルマリンに漬けられてDNAが分解してしまっていたせいか、5種類しか検出できなかったこともあったりして、結果が納得できるものでなかったの、今後引き受けるのはやめることにした」

との回答を受けている。鑑定を断わられたのは10ヶ月前に作られたパラフィンブロックである。

この5種類しか検出できなかった事案が、時期的に本件の竹下事件のものであることは明らかである。その結果については「納得できるものではなかった」というのが、ティーエスエル自身の評価だったのである。にも関わらず、ティーエスエルは鑑定を続行し、その2ヵ月後には鑑定書を書き上げていたのである。

鑑定人が納得のできていない結果によって、控訴人が不利益に扱われることは到底納得することができない。

## 2 ティーエスエル鑑定が鑑定の名に値しないこと

控訴人は、ティーエスエルが、鑑定人として技量上問題があったことについて、保土ヶ谷事件での同社の結果を以下のとおり紹介した。

「当社の技術不足が原因である可能性は否めません。検査のご依頼から検査にほぼ1年間もかかってしまった上に、解析結果が得られないという報告になってしまい、ご依頼者の齊藤先生はじめ当事者の方には大変に申し訳なく思っており、心より陳謝いたします」。

この文章は、本件でも鑑定を行った神山清文鑑定人によって、2005（平成17）年4月5日付で作成されている（甲117の2＝保土ヶ谷事件における乙19号証）。

技量不足は、本件における鑑定においても同様であったことが、日本大学医学部社会医学講座法医学部門の押田教授によって明確に論じられたのである（資料2参照）。以下詳述する。

まず、押田教授はティーエスエルが「陳旧資料からの DNA 型鑑定を行うだけの十分な技術と経験を持っていない」とした上で、以下の点を指摘している。

第 1 に、本来ならば鑑定の客観性を担保するための陽性コントロール<sup>1</sup>と陰性コントロール<sup>2</sup>とが必要であるところ、いずれの手続もティーエスエルでは行われていない。この点において、押田教授は「私たちの鑑定水準ではこの手続きなしに解析したものは鑑定として受け入れることはできません。この手続きがなされていない鑑定は国際的にも通用しません」（資料 2・2 頁）と断じている。

第 2 に、XY の解析（AMEL : Amelogenin）について、その部分の解析を分析すると、「竹下口腔細胞については X のアリルピークは一本であるのに対して、ブロック B の正常細胞と癌細胞では X について 2 本のアリルピークがみられ」るが、本来は 1 本のアリルピークがみられるのみで、この結果は「テクニカルエラーであるか、試料の汚染（混入）」であるとしている（資料 2・2 頁）。

第 3 に、解析の感度についても、通常の数値よりも非常に高く設定されており、その不慣れな状況が指摘されている（同 3 頁-4(2)）。

第 4 に、STR 法による核 DNA 解析の場合、1 試料に混在がなければ 1 ロークラスにおけるピークは 2 本（ヘテロ型）または 1 本（ホモ型）であって、それ以上はないはずであるのに、今回のティーエスエル鑑定には、3 本あるいはそれ以上のピークが見られることが指摘されている。

「これらもテクニカルエラーの可能性があり、ありえないピークが存在しているということで、かかる解析の精度が疑われることになり、私たちが通常施行している DNA 鑑定ではこの解析はやり直しということになります」（同 3 頁）

というのである。これではティーエスエル鑑定結果を裁判所の判断の素材

---

1 既に解析ができていてその解析結果の確定しているものを解析し、今回の検査中に同様の解析結果が得られるかどうかという手続き—警察の指針（添付資料 3 参照）でもある。

2 何も検出されるはずのない蒸留水などを解析して、何も解析されないという結果の確認の手続き

とすることができると言わざるを得ない。

実際、4つのローカスについてテクニカルエラーの可能性を指摘されているのであるから、これらの部分は解析ができていないと言わざるを得ない。ティーエスエルは6ローカスの一致を前提に922万分の1という数字を弾き出しているが、上記に指摘したとおり、解析結果に問題がある以上、この数値を維持することは到底許されないことになる。

以上のSTR法に関する問題点の指摘のみならず、ミトコンドリア型DNAが解析されていないことについても『文献的には、たとえば、「ミトコンドリアDNA型検査の国際的ガイドライン」によれば、陳旧試料でもミトコンドリアの方が核DNAよりも検出しやすく、核DNAの方が難しいということであり、ミトコンドリアDNAは必ずしも核DNAと同様に断片化するとは限らず、前記のティーエスエル鑑定結果は不自然と思われまます』と指摘している。

### 3 ティーエスエル鑑定に証拠価値がないこと

以上のように、ティーエスエル鑑定は鑑定の水準として評価に耐えるものではなく、証拠価値のないものであることが明確となった。

本件控訴審において、鑑定に関する経過は以下のとおりであった。控訴人が2004年7月21日付で控訴理由書(1)及び(2)を提出するとともに、同日付にて「鑑定申請書」を提出し、同日裁判所によって採用された。そして同年8月2日及び9月7日の進行協議では、裁判所が選任したティーエスエルの小林氏及び神山氏が同席のうえ、鑑定資料、鑑定方法(手法)について、具体的な協議が行われた。進行協議は、その後10月12日、10月27日、11月26日、12月7日、12月24日、2005年1月18日に行われ、2月9日にパラフィン包埋資料の薄切が実施され、鑑定作業が進められたものである。

他方、ティーエスエルが、保土ヶ谷事件において「当社の技術不足が原因で、・・・解析結果が得られないという報告になってしまい、ご依頼者の齊藤先生はじめ当事者の方には大変に申し訳なく思っており、心より陳謝」したのは、2005年4月5日であり、まさに本件鑑定作業中に自らの「技術不足」を認識していたのである。

控訴人は、控訴審の鑑定について、2004年7月21日付け鑑定申請書において

「鑑定人について、控訴人は裁判所が選任する専門医に委ねる。

ただし、鑑定人は、STRによる手法及び解析について、十分な知識と技術を持つ医学者（法医学者）であることが必要である」。

という申請をした。

ティーエスエルは裁判所が選任された機関であるが、その選任の期待を損なうような事態が同時並行で進行していたにもかかわらず、ティーエスエルは鑑定を辞退することなく、技量不足を認識しながら鑑定を実施していたのである。

ティーエスエルが自らの技量が十分ではないことを認識しながら、鑑定を実施したのは、まさに控訴人が指摘した「ティーエスエルは、親会社（エスアールエルのこと）が被控訴人病院の管理下にあつて、被控訴人側から影響力を受ける可能性」があつて中立性に疑念があるという問題を証明するものと捉えるのが自然である。

#### 4 民間検査機関の聴取によって浮かび上がった疑惑

控訴人が民間検査機関に「13年前のパラフィンブロックから核DNAを検出できるか」という質問をしたところ、いずれも否定的な回答であつた（資料4）。

ティーエスエルと同様に親子鑑定を専門とする民間の検査機関は、核DNAの検出解析を行っているが、本件のように古くてホルマリン漬された試料の核DNA検出についてはそもそも引き受けないことがわかつた。

また、核DNAを検出できて、ミトコンドリアDNAを検出できないことがあるのか尋ねたところ、株式会社ローカスの本橋社長に「ありえない」と言われた。

このような民間検査機関の回答も、ティーエスエル鑑定において、ミトコンドリア型DNAの解析がなく核DNA型鑑定の結果のみが解析された不思議さを物語っている。

ティーエスエルは、保土ヶ谷事件では7年前の標本の核DNA鑑定において「当社の技術不足」で1年間かけても解析結果を出せず、ホルマリン漬の影響で納得できる解析結果が得られなかつたことを理由に、10ヶ月前に作られたパラフィンブロックについて鑑定そのものを断わり、今後引き受けるのはやめにしたと言っている。

このような状況で、ティーエスエルが保土ヶ谷事件よりさらに5年も古く

試料も少ない本件鑑定を引き受け、ミトコンドリア DNA を検出できなかったにも関わらず、半年の間に、核 DNA を検出解析、鑑定書を作成できたということ自体に疑念を抱かざるを得ない。

## 5 まとめ

以上、ティーエスエル鑑定については、今般提出する証拠方法によってその価値が認められないということが明白となった。

弁論を再開してティーエスエル鑑定の問題点を明確にすべきである。また、その結果、控訴人が乳癌であったのかどうかについての客観的な審理がなされるべきである。

以上

## 添付資料

- 1 報告書（太田真美弁護士作成）
- 2 意見書（押田茂實教授作成）
- 3 警察学論集第 49 卷 12 号 33 頁以下
- 4 報告書（控訴人竹下勇子作成）